

## 千葉市特定計量器定期検査事務処理要綱

(本市における特定計量器定期検査)

第1条 本市が行う特定計量器定期検査（以下「定期検査」という。）については、計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）、その他関係法令及び千葉市証明等手数料条例（昭和22年千葉市条例第15号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 年度 西暦による4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- (2) 検則 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）をいう。
- (3) 証印 法第167条第1項の規定により経済産業大臣が市長へ無償貸付をする検則第74条第1項第3号の定期検査済証印及び同項第6号に規定する消印をいう。
- (4) 代検査 法第25条第1項の規定に基づく、定期検査に代わる計量士による検査をいう。

(指定定期検査機関)

第3条 市長は、法第20条第1項の規定により、その指定する者（以下「指定定期検査機関」という。）に、法第19条第1項の規定に基づく定期検査の一部又は全部を行わせることができる。

(定期検査の実施時期及び区域)

第4条 法第21条第1項の規定に基づく定期検査（ただし、皮革面積計に係るものを除く。）の実施時期及び区域は次のとおりとする。

- (1) 偶数年度は、中央区、若葉区及び緑区の区域
- (2) 奇数年度は、花見川区、稲毛区及び美浜区の区域

(定期検査の公示及び周知)

第5条 市長は、法第21条第2項の規定により、定期検査を実施する1月前までに、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びに指定定期検査機関による検査を実施する場合は、指定定期検査機関の名称も公示する。

2 前項の公示については、市役所及び各区役所の掲示場所に掲示するほか、ちば市政だよりへ掲載することにより行う。

(定期検査の方法)

第6条 定期検査は、市長が指定する検査会場（学校、公民館等）に、受検者を集めて行う。ただし、検則第39条第1項各号の規定に該当する場合は、特定計量器の所在の場所とする。

(定期検査を受けなかった者への対応)

第7条 前条に規定する定期検査を受検しなかった者への対応は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条に規定する定期検査を受検しなかった者に対し、二次検査（追検査）を実

施する。

- (2) 二次検査を受検しなかった者に対し、勧告し三次検査を実施する。
- (3) 三次検査を受検しなかった者に対し、警告し最終検査を実施する。
- (4) 最終検査を受検しなかった者に対しては、告発することを検討する。
- (5) 前号に係わらず市長が必要と認められる場合は、告発することを検討する。
- (6) 市長は、指定定期検査機関より検査を受けなかった報告をうけた場合は、第4号の規定による警告をするとともに最終検査を通知する。

(事前調査)

第8条 市長は、定期検査を実施するに当たり、検査対象者及び検査器物等を把握するため、事前調査を行う。

2 前項の事前調査は、これを指定定期検査機関に委託して行うことができる。

3 調査項目は次の各号のとおりとする。

- (1) 事業所の名称、住所、電話番号及び業種
- (2) 計量器の使用状況
- (3) 計量器の種類、ひょう量、目量及び台数

(実施期日以外の定期検査の届出)

第9条 法第21条第3項の規定により、実施期日に定期検査を受けることができない受検者は、実施期日に定期検査を受けることができない旨の届出書(様式第1号)を市長へ提出するものとする。

(指定の申請)

第10条 法第26条の規定により指定の申請をしようとする者は、指定申請書(様式第2号)に次の各号の書類を添えて、市長へ提出するものとする。

- (1) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (2) 申請日を含む事業年度の直前の事業年度最終日における財産目録及び貸借対照表
- (3) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(定期検査の業務に係る事項と他の業務に係わる事項とを区分したもの)
- (4) 次の事項を記載した書面
  - ア 役員又は事業主の氏名及び履歴、構成員のうち主たる者の氏名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の構成割合
  - イ 定期検査業務を行う特定計量器の種類
  - ウ 定期検査業務を行う地域
  - エ 1年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数
  - オ 定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
  - カ 定期検査を実施する者の資格及び数
  - キ 定期検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要
  - ク 手数料の額
- (5) 申請者が、次の欠格条項に該当しないことを説明した書面
  - ア 計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、そ

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者  
イ 指定の取消し等により指定を取消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ウ 法人であって、その業務を行う役員のうちア又はイのいずれかに該当する者があるもの

(6) 申請者が次の要件に適合することを説明した書類

ア 特定の者を不当に差別的に取り扱う者でないこと

イ 定期検査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと

ウ 定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

2 市長は、前項の指定をしたときは、指定認可決定通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（指定の更新）

第11条 法第28条の2の規定により指定定期検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。この場合において、前条第1項中「法第26条」とあるのは「法第28条の2」と、「指定の申請」とあるのは「指定の更新」と、「指定申請書（様式第2号）」とあるのは「指定更新申請書（様式第4号）」と、前条第2項中「指定」とあるのは「指定の更新」と、「指定認可決定通知書（様式第3号）」とあるのは「指定更新認可決定通知書（様式第5号）」と読み替えるものとする。

（業務規程）

第12条 指定定期検査機関は、業務規程認可申請書（様式第6号）を業務開始前までに、市長へ提出するものとする。また、業務規程で定める事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 定期検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 定期検査を行う特定計量器の種類
- (3) 定期検査を行う場所に関する事項
- (4) 定期検査に関する証明書の発行に関する事項
- (5) 定期検査を実施する者の選任及び解任に関する事項
- (6) 定期検査を実施する者の配置に関する事項
- (7) 定期検査に使用する検査設備の管理に関する事項
- (8) 証印の管理に関する事項
- (9) 定期検査の未受検者に対する受検促進に関する事項
- (10) 手数料の額及び収納の方法に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、定期検査業務に関する必要事項

2 市長は、前項の業務規程を認可したときは、業務規程認可決定通知書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

（業務規程の変更）

第13条 指定定期検査機関は、業務規程を変更する場合は、業務規程変更認可申請書（様式第8号）を市長へ提出するものとする。

2 前条第2項の規定は業務規程の変更に準用する。この場合において、「業務規程」とあるのは「業務規程の変更」と「業務規程認可決定通知書（様式第7号）」とある

のは「業務規程変更認可決定通知書（様式第9号）」と読み替えるものとする。

（標準事務処理期間）

第14条 第10条から前条までの規定による標準事務処理期間は、それぞれの申請書の受理した日から30日とする。

（業務の休廃止）

第15条 指定定期検査機関は、定期検査業務の一部若しくは全部を休止又は廃止しようとするときは、一部若しくは全部を休廃止しようとする日の3月前までに、業務休止（廃止）届出書（様式第10号）を市長へ提出するものとする。

2 市長、業務休止（廃止）届出書を受理したときは、すみやかに法第159条第3項の規定によりその旨を告示する。

（代検査計量士の届出）

第16条 本市において法第25条第1項の規定に基づく代検査を行おうとする計量士は、代検査業務届出書（様式第11号）を提出するものとする。

2 前項の届出には、計量士登録証の写し、合格シール及び検査に使用する分銅に関する書類を添付するものとする。

3 前項の内容について変更があったとき（検査用分銅の変更、貸借契約書や貸借分銅の変更、基準分銅の基準器検査成績書等を含む）は、代検査業務届出事項変更届（様式第12号）と必要書類を市長へ提出するものとする。

（代検査を実施した旨の届出書）

第17条 法第25条第1項の規定に基づく代検査の届出は、定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書（様式第13号）及び証明書（様式第14号）を市長へ提出するものとする。

（不適合計量器の報告）

第18条 計量士は、代検査を行った結果合格条件に適合しない特定計量器は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 計量士は、当該計量器の所有者へ不適合の通知を行うものとする。

(2) 計量士は、市長へ当該計量器のひょう量、器物番号及び不適合理由を報告するものとする。

2 当該計量器の所有者は、市長へ不適合計量器の対応を報告するものとする。

3 前項の報告がない場合は、法第148条の規定に基づき、立入検査を行うものとする。

（計量士報告書）

第19条 前条による代検査を実施した計量士は、計量法施行規則（平成5年10月25日通商産業省令第69号）第96条の規定に基づき計量士報告書（様式第15号）を当該年度終了後30日以内に市長へ提出するものとする。

（証印の使用及び保管）

第20条 証印を取扱う職員は、証印の使用にあたっては、重要性を十分認識し、その取扱いには慎重を期し、紛失・盗難等には十分注意を払わなければならない。また、証印は消費生活センターにおいて保管するものとする。

(証印の管理責任者等)

第21条 証印の保管及び使用に関する業務は、消費生活センター所長（以下「所長」という。）が総括するものとする。

2 所長は、証印の出納並びに保管業務を行わせるため、取扱主任者（以下「主任」という。）を指定しなければならない。

3 証印の出納並びに保管業務は主任が不在のときは所長が、所長並びに主任がともに不在のときは、あらかじめ所長が指名する職員が業務を代行するものとする。

(指定定期検査機関への証印の貸与)

第22条 市長は、指定定期検査機関に定期検査実施前までに、証印を無償貸与することができる。

2 指定定期検査機関は、市長より証印を貸与されたときは、受領書（様式第16号）を提出するとともに、指定定期検査機関が定める業務規程に基づき、適切に管理するものとする。

(証印の返却)

第23条 指定定期検査機関は、毎年度の定期検査業務終了後直ちに証印を市長へ返却するものとする。ただし、指定定期検査機関が定期検査業務を休廃止する場合は、業務休止（廃止）届出書提出時に返却するものとする。

(証印の亡失)

第24条 市長は、すでに貸し付けを受けている証印を亡失したときは、直ちに独立行政法人産業技術総合研究所理事長へ報告する。また、市長は指定定期検査機関へ貸し付けている証印を亡失した報告を、指定定期検査機関より受けたときも同様とする。

(不合格計量器)

第25条 市長又は指定定期検査機関は、定期検査に合格しなかったときは、法第24条第3項の規定に基づき、検定証印等を除去する。

2 市長は、前項の規定による不合格処分をしたときの通知は、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項の規定により不合格理由を提示し、不合格票（様式第17号）により行う。ただし、指定定期検査機関が定期検査を行う場合においては、定期検査不合格計量器通知書（様式第18号）により行う。この場合において、市長又は指定定期検査機関への定期検査を受ける特定計量器の提出をもって同条の「申請」とみなす。

3 不合格の処分を受けた者は、その計量器の処理について記載した不合格計量器処理報告書（様式第19号）を市長へ提出するものとする。ただし、指定定期検査機関が定期検査を行う場合においては、定期検査不合格計量器処置結果報告書（様式第20号）を指定定期検査機関へ提出するものとする。

4 指定定期検査機関は、定期検査不合格計量器処置結果報告書の提出のないときは、その旨を市長に報告するものとする。

5 市長は、第3項の不合格計量器処理報告書の提出のない場合又は前項の報告があったときは、法第148条の規定に基づき、立入検査を行うものとする。

(補則)

第26条 この要綱に定めるものの他、要綱の施行に関し必要な事項は市民局長が別に

定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。  
(千葉県定期検査実施要領の廃止)
- 2 千葉県定期検査実施要領（平成12年4月1日施行）は廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、現に指定されている指定定期検査機関については、この要綱に基づき指定されたものとみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。